

つくしんぼ

横手地区更生保護サポートセンター

発行所
つくしんぼ編集委員会

第76回社会を明るくする運動

犯罪予防活動部長 小松田 泰

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、安全で安心して暮らせる地域社会を築くことを目的として全国各地で展開されています。

私たち横手地区保護司会は、地域の関係機関や多くのボランティアの皆様と連携しながら、「犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる横手地域」の実現を目指して活動を続けています。特に、7月の強調月間を機に、地域の方々が多く集う場所である街頭キャンペーンを行い、この運動への理解の輪がさらに広がることを願っています。

この機会に、「立ち直りを支えること」や「地域でできる犯罪予防」について考え、一人でも多くの皆様にこの運動へのご理解とご協力を賜りますように活動のさらなる充実に努めてまいります。



第76回“社会を明るくする運動”キャッチフレーズ
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



7月6日(月曜日)
内閣総理大臣メッセージ手交式
横手市役所本庁舎



7月4日(土曜日)
十文字道の駅会場
街頭キャンペーン



6月20日(土曜日)
浅舞公園あやめまつり会場
街頭キャンペーン

第4次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉
活動計画における再犯防止計画の位置づけ

【現状と課題】少子高齢化、人口減少、核家族化の進行、ライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などの環境の変化に加え、孤独問題、ダブルケア、生活困窮、ひきこもりや孤独・孤立、再犯防止など、単一の制度のみでは解決が難しい課題が顕在化しています。こうしたあらゆる困りごとを抱えた市民をまるごと受け止める、包括的な支援体制が必要とされています。

【基本目標】みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

【基本方針】

1. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供
2. 安心して暮らせる地域生活の構築
3. 困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進（以上、第4次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画から抜粋）

以上のことから、横手市成年後見制度利用促進計画、横手市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画、横手市重層的支援体制整備事業実施計画と同じ並びで、横手市再犯防止推進計画が第4次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の中に位置付けられました。

包括的な支援体制は、私たち保護司にとって大変強いことであると同時に、地域共生社会を支える担い手として、その役割が問われていることを再認識しました。
(編集担当記)

会長所感

未来へ続く保護司活動のために

会長 高橋 勝己

近年、保護司を取り巻く環境は大きく変化しています。法改正により保護司の定年が延長され、経験豊富な保護司が長く活動できるようになったことは、知識や経験の継承という点で大きな意義があります。一方で、新たな保護司の委嘱が先延ばしになるように、将来的な担い手の確保に懸念する声も聞かれます。

保護司制度は、地域社会の理解と支えによって成り立っています。そのため、候補者を探す際には、難しいことではあります。まずは「活動を知っていただく」という視点が大切であると思います。

実際には、「保護司という制度は知っていても、どのような活動をしているのか分からない」「自分には務まらない」と思っている」という回答が多いのが現状です。しかし、保護司活動は決して一人で抱え込むものではなく、保護観察所や地区保護司会の仲間と連携しながら取り組む活動です。経験を重ねる中で、多くの会員の皆様がやりがいや地域貢献という価値を実感しておられるのではないのでしょうか。

今後は、従来の推薦による候補者探しに加え、自ら「地域のために役立ちたい」と考える方が一歩を踏み出しやすい環境づくりも重要になるのではないのでしょうか。そのためには、会報や地域行事、広報活動などを通じて保護司活動の魅力や意義を積極的に発信し、「保護司という選択肢」を地域の皆さんに知っていただくことが必要と考えます。

地域の安全・安心を支える保護司制度を次の世代へつないでいくためには、一人ひとりの理解と協力が欠かせません。推薦する側も、推薦される側も、そして「自分にも何かできるかもしれない」と考える方も、それぞれが保護司制度を支える大切な存在です。

これからの地区保護司会には、地域とのつながりをさらに深め、新たな仲間との出会いを広げていくことが期待されています。未来へ続く保護司活動のために、私たち一人ひとりができることを考え、そして、お互いの知恵を出し合って行動につなげていきたいものです。



第58回秋田県更生保護大会 法務大臣表彰受賞者の紹介

前号において、法務大臣表彰を受賞された皆様をご紹介いたしました。が、編集上の確認不足により、お一人の受賞者の掲載が漏れてしまいました。
ご本人をはじめ、関係の皆様に深くお詫び申し上げます。

ここに改めて、法務大臣表彰を受賞されました高橋守様（山内地区）をご紹介します。

高橋守様は、平成20年7月1日に保護司に就任され、長年にわたり更生保護活動に尽力され、地域の安全・安心のために多大なご貢献をされてこられました。その功績が高く評価され、法務大臣表彰を受賞されました。

心よりお祝い申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

編集後記

7月は七夕、七夕には一人ひとりが短冊に願いを託します。そして7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。「犯罪や非行のない地域社会」をこの活動に託します。
(編集委員)